

# 令和 元 年度 第 2 回

## 自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

### 1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

### 2. 令和 元 年度 第 2 回登録（学科・実技）試験の実施種類

一級小型自動車 学科(筆記・口述)・実技試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ジーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

### 3. 試験実施の日及び場所

令和 2 年 3 月 22 日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定

令和 2 年 5 月 10 日（日）学科 口述試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

令和 2 年 8 月 23 日（日）実技試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

### 4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 2 年 1 月 20 日（月）～ 令和 2 年 1 月 24 日（金）

場 所 石川県自動車整備振興会（登録試験石川地方委員会）

### 5. 受験資格の概要

1 級： 2 級（シャシを除く）合格後 3 年以上の自動車整備に係る実務経験がある者、1 種養成施設の一級課程修了者等。

2 級： 3 級合格後 3 年以上の自動車整備に係る実務経験がある者、1 種養成施設の二級課程修了者等。

3 級： 15 歳以降の自動車整備に係る実務経験が 1 年以上ある者、1 種養成施設の三級課程修了者等。

電気： 15 歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が 2 年以上ある者

車体： 15 歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が 2 年以上ある者、1 種養成施設の車体課程修了者等。

★ 注意： 受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

### 6. 申請に必要なもの

受験申請書（種目別で地方振興会にて無償配布）

受験資格を証する証明書（使用者証明はHP 又は窓口販売 1 部 10 円）

写真 1 枚（申請前 6 ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を撮影したもので、縦 6 cm、横 4.5 cm のもの）

受験手数料 学科 5,200 円（一級 7,000 円） 実技 13,500 円

はがき ※ 2 枚（一級は試験毎に 2 枚）学科試験合格後の実技用は後日提出

※ 官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物

### 7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から 2 年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、1 種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業生）又は 2 種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の者で登録学科試験に合格した者、もしくは登録学科・実技試験に合格した者は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料（全部免除申請料）等の費用は必要です。